資料１

熊本県アリーナ整備・運営等事業に関する委員会設置要綱

（目的）

第１条　熊本県（以下「県」という。）は、老朽化等の課題を抱えるスポーツ施設の整備の方向性を検討するために設置した「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」からの提言を踏まえ、熊本県立総合体育館について、アリーナ施設として「現地再整備」をすることを決定した。本事業を官民共創で推進し、効果的かつ適正に実施するため、実施方針及び要求水準書案等について専門的な見地から検討を行うとともに、民間事業者の決定に当たって、客観的かつ公正・透明な審査及び評価並びに選定することを目的として、熊本県アリーナ整備・運営等事業に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（役割等）

第２条　委員会は、前条の目的に則り、次に掲げる事項について検討及び審査等を行う。

（１）実施方針及び要求水準書の案に関すること。

（２）民間事業者からの提案内容の審査及び評価並びに選定に関すること。

（３）その他、事業の推進に関し必要と認める事項。

２　委員会は、前項第１号に関する事項について検討を行う段階においては「熊本県アリーナ整備・運営等事業検討委員会（以下、検討委員会）」と称し、同項第２号に関する事項について審査等を行う段階においては「熊本県アリーナ整備・運営等事業事業者選定委員会（以下、選定委員会）」と称する。

（構成）

第３条　委員会は、知事が委嘱する委員により構成する。

２　委員の任期は、承諾の日から民間事業者の選定に係る提案内容等の審査結果及び審査講評を公表するまでとする。

３　委員に欠員が生じた場合は、新たに委員を選任することができる。

（運営）

第４条　委員会は、県が招集する。

２　委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

３　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

４　委員長は、委員会を代表し会議を総括する。

５　委員会には、委員の代理者の出席を認める。

６　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第５条　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を認め、意見及び説明を徴取することができる。

（報償費及び旅費）

第６条　委員には、報償費及び旅費を支給することができる。

（事務局）
第７条　委員会の事務局は、観光文化部スポーツ交流企画課が担当する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、令和８年（2026年）７月２４日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年（2026年）１０月２２日から施行する。